

パートナークラウドサービス（Z） Azure CSP 利用規約（1.2版）

（利用規約の適用）

第1条 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「当社」といいます。）は、この利用規約（以下「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

（定義）

第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス 利用規約に基づき当社がクラウドサービス・プロバイダとして契約者に提供する以下に記載するサービスをいいます。
 - ・Microsoft Azure Subscription 提供サービス
- (2) Azure Microsoft Corporation（以下「MS社」といいます。）が提供する <https://docs.microsoft.com/ja-jp/azure/cloud-solution-provider/overview/azure-csp-available-services>（または、MS社が別途指定した場合はそのURL）に掲載されたクラウドサービス
- (3) 契約者 利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (4) 認定利用者 契約者の申請により、当社が利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者
- (5) 契約者等 契約者及び認定利用者
- (6) 利用契約 利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (7) 利用契約等 利用契約及び利用規約
- (8) マイクロソフト顧客契約 <https://aka.ms/customeragreement> を参照（MS社が別途指定した場合にはそのURLを参照）
- (9) 仕様書 別途当社が提示する「パートナークラウドサービス（Z） Azure CSP 仕様書」の最新版
- (10) 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (11) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (12) ネットワーク回線等 契約者が、本サービスを利用するにあたり必要となる回線
- (13) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (14) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他

契約者が支払に際して負担すべき公租公課

- (15) Account サブスクリプションを束ねる管理用の集合体（実体無し）
- (16) Subscription Microsoft Azure 環境の構築単位
- (17) パスワード Account、Subscription と組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

（通知）

- 第3条 当社は、電子メール、書面又は本サービスのホームページへの掲示その他当社が適当と判断する方法・範囲で、契約者が本サービスを利用するうえで必要な事項を通知するものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

（利用規約の変更）

- 第4条 当社は、利用規約を変更することができるものとします。この場合、利用料金、利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約によるものとします。

（権利義務譲渡の禁止）

- 第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

（合意管轄）

- 第6条 契約者と当社（以下「両者」といいます。）の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

（準拠法）

- 第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

（協議）

- 第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。
2. 利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、両者協議の上、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定と置き換えるものとします。

（利用契約の締結等）

- 第9条 本サービスを利用しようとする方（以下「利用申込者」という。）は、当社と利用契約を締結するものとします。
2. 利用申込者は、その名称、所在地その他当社が定める事項（以下「登録内容」といいます。）を

- 記載した当社所定の申込書（以下「申込書」という。）又は申込書の電子データを添付した電子メール（以下「申込メール」といい、申込書と併せて「申込書等」という。）を当社（申込メールの場合は別途当社が定めるメールアドレス）へ送付するものとします。なお、契約者は、申込メールにより申込を行った場合は、申込後、速やかに当社に申込書を送付するものとします。
3. 当社は、前項の申込書等を受領した場合、遅滞なくその内容を確認するものとし、当社所定の申込請書（以下「申込請書」という。）の電子データを受け渡すための電子メール（以下「承諾メール」という。）を利用申込者（申込書等に定める利用申込者の利用責任者又は別途利用申込者が指定する宛先）に送付するものとします。なお、当社が申込書等を承諾しない場合は、当社は速やかにその旨利用申込者に通知するものとします。
 4. 利用契約は、当社が、受領した申込書等に対する承諾メールを利用申込者に送付した時点において成立するものとします。
 5. 当社は、承諾メール送付後速やかに申込請書を契約者に送付するものとします。なお、申込請書の送付は前項の利用契約の成立時点に何ら影響を与えるものではないものとします。
 6. 利用申込者は、利用規約の内容を承諾の上、申込書等により申込を行うものとし、当社は、利用申込者が申込書等を当社に送付した時点で、利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
 7. 契約者は、利用契約内容の変更を希望する場合又は当社が利用契約内容の変更が必要と判断する場合、当社と利用変更契約を締結するものとします。
 8. 利用変更契約の成立については、本条第2項乃至第7項の定めを準用するものとします。
 9. 利用申込者又は契約者は、利用契約又は利用変更契約成立後に申込内容を変更又は撤回する場合、当該サービス提供準備及び作業調整に要する費用その他当社が負担することとなる一切の費用並びにその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。
 10. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず利用申込者又は契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができるものとします。
 - (1) 当社の提供するサービスに関する金銭債務の不履行、その他当社との契約等に違反したことを理由として契約を解除されたことがある場合
 - (2) 申込書等に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあった場合
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがある場合
 - (4) 申込書等記載の内容についてサービス提供または作業実施することが困難と当社が判断した場合
 - (5) その他、当社が不相当と判断した場合

（登録内容の変更通知）

- 第10条 契約者は、以下の事項について変更があったときは、変更予定日の5営業日前までに当社の定める方法により遅滞なく当社に通知するものとします。
- (1) 自己の商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先
 - (2) その他申込書等の契約者にかかわる事項
2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由に

より損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(認定利用者による利用)

第 11 条 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者による本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

2. 契約者は、本サービスを認定利用者による利用させる場合は、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 契約者は、第 10 条（登録内容の変更通知）の規定に関し、認定利用者の行為についても当社に対して責任を負うこと
 - (2) 契約者は、本サービスに関する利用料金等にかかる消費税及び地方消費税相当額のうち、認定利用者による利用についても、当社に対して支払いの責任を負うこと
 - (3) 前各号に定めるほか、契約者は、本サービスの利用に関し、認定利用者の行為についても当社に対して責任を負うこと
 - (4) 契約者は、認定利用者に対してマイクロソフト顧客契約を提示し、その「お客様」としての義務を順守させること

(一時的な中止及び提供停止)

第 12 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できないと当社が判断した場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知又は仕様書に定める方法にて周知の上、本サービスの提供を中止できるものとします。
 3. 当社は、契約者が第 16 条（当社からの契約期間中の利用契約の解除）第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者、認定利用者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)

第 13 条 本サービスの利用期間は、利用開始日から利用解除日までとなります。

(最低利用期間)

第 14 条 本サービスの最低利用期間は、利用契約に定める利用期間の利用開始日の属する月から起算して1ヶ月とします。なお、第 20 条（本サービスの種類、内容、提供条件）に定めるサービス毎に利用開始日が異なる場合、最低利用期間はサービス毎に設定されるものとします。

2. 契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解除を行う場合は、第 15 条（契約者からの契約期間中の利用契約の解除）に従うことに加え、当社が定める期限までに、解除日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。
3. 当社は、契約者が支払済の利用料金の全部又は一部を返還する義務を負わないものとし、契約者に未払いの利用料金がある場合には、契約者は第 25 条（利用料金の支払義務）の定めに従い当社に全額を支払うものとします。

（契約者からの契約期間中の利用契約の解除）

第 15 条 契約者は、契約期間中に利用契約の解除を希望する場合、解除希望日の 20 営業日前までに申込書を当社へ送付するものとし、これに対し当社が申込書を受領した旨を当社所定の方法（電子メールを含むがこの限りではない。）により通知することにより、解除希望日をもって利用契約を解除することができるものとします。なお、解除希望日の記載のない場合又は当社に申込書が到達した日から解除希望日までの期間が 20 営業日未満の場合、申込書が当社に到達した日より 20 営業日後を契約者の解除希望日とみなすものとします。

2. 解除日までの利用料金全額の支払を要するものとします。
3. 契約者は、申込書が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

（当社からの契約期間中の利用契約の解除）

第 16 条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく契約期間中であっても利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

- (1) 申込書等その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 支払期限の翌日から起算して3ヶ月間が経過した場合、並びに支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 手形又は小切手が不渡りを受け若しくは銀行取引支払停止処分を受けた場合
- (4) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があった場合又は競売の申立があった場合又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があった場合又は清算に入った場合又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後、相当の期間内に是正されない場合
- (8) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合

- (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (10) 前各号のほか、契約者及び当社間の信頼関係を著しく損なう行為があった場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解除があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) あらかじめ契約者に通知した場合
 - (2) 前号にかかわらず、天災地変等不可抗力により本サービスを提供できないと当社が判断した場合
2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合における利用料金の支払については、第15条第2項及び第3項の規定を準用するものとします。

(本サービスの変更)

第18条 当社は、あらかじめ変更内容及び変更時期等を契約者に通知の上、契約者の承諾を得ることなく本サービスの提供条件を変更できるものとします。この場合、契約者は、変更後の提供条件に基づき本サービスを利用するものとします。

(契約終了後の処理)

第19条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた本サービスに関わる全ての資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに破棄し、契約者設備などに格納された資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに破棄し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。当社が、利用契約終了後に契約者に対して負う責任は本項に定めた範囲に限られるものとします。

(本サービスの種類、内容、提供条件)

第20条 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容と提供条件は、以下の各号のとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

- (1) サービスの種類、内容

本サービスの種類及び内容の詳細は、仕様書に定めるとおりとします。

- (2) 提供条件

契約者は、仕様書に記載の推奨環境を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

2. 本サービスのうち Microsoft Azure は、マイクロソフト顧客契約に従い当社から契約者に提供されるものであり、契約者はマイクロソフト顧客契約記載の「お客様」としての義務を遵守するものとします。
3. 利用契約等とマイクロソフト顧客契約の規定が異なるときは、マイクロソフト顧客契約が利用契約等に優先して適用されるものとします。
4. 契約者は、本サービス利用の前提として、以下の事項につき合意するものとします。
 - (1) 第 42 条 (免責) 第 1 項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
5. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
 - (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
 - (3) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
6. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

(サポート)

第 21 条 当社は、仕様書に定める Microsoft Azure 保守サービスを契約者に対して提供するものとします。

(再委託)

第 22 条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第 39 条（秘密情報の取り扱い）及び第 40 条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第 23 条 本サービスの利用料金（以下「利用料金」という。）、算定方法等は、別紙において定めるものとします。

(利用料金の支払義務)

第 24 条 契約者は、第 13 条（利用期間）に定める利用期間（以下「利用期間」といいます。）について、利用料金及びこれにかかる消費税等（以下「利用料金等」という。）を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第 12 条（一時的な中止及び提供停止）第 3 項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 当社は、既に支払われた利用料金等については、契約者に一切返還しないものとします。
3. 利用期間において、第 12 条（一時的な中止及び提供停止）に定める本サービスの提供の中止、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金等の支払を要します。

（利用料金の支払方法）

第 25 条 契約者は、本サービスの利用料金等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

- (1) 請求書により決済する場合、当社からの請求書に従い申込書等に定める期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。
 - (2) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。
2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐる紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

（遅延利息）

第 26 条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

（端数整理）

第 27 条 本規約に基づく計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

（契約者の維持責任）

第 28 条 契約者は、本サービス及び第三者の業務遂行に支障を来さないよう、契約者設備の正常な稼働を維持するものとします。

2. 契約者は設置した契約者設備に保有されている情報の滅失、漏洩、毀損する等（以下「滅失等」といいます。）に関する対策を行うこととし、当該対策について契約者が責任を負うこととします。

（自己責任の原則）

第 29 条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

（利用責任者）

- 第30条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、申込書等に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
2. 契約者は、申込書等に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、速やかに通知するものとします。

（本サービス利用のための設備設定・維持）

- 第31条 契約者は、自己の費用と責任において、仕様書に記載の推奨環境を充たす契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネット等ネットワーク回線に接続するものとします。
 3. 契約者設備、前項に定めるインターネット等ネットワーク回線接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
 4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

（ユーザアカウント・パスワードの管理等）

- 第32条 契約者は、本サービスを利用する際、ユーザアカウント、ユーザ名（以下「ユーザアカウント等」とします。）、パスワード、パスフレーズ、秘密鍵（以下「パスワード等」といいます。）に関し、別途当社が定める手続を実施するものとします。
2. 当社は、契約者のユーザアカウント等及びこれに対応するパスワード等が第三者に使用されたことによって契約者が被る損害については、契約者の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、契約者のユーザアカウント等及びこれに対応するパスワード等により行われた本サービスの利用は、全て契約者により行われた行為とみなし、契約者はその利用についての利用料金等その他一切の債務を負うものとします。
 3. 前項により当社が損害を被った場合は契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザアカウント等及びパスワード等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。

4. 契約者は、自己の設定したパスワード等を失念した場合は、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

(情報の管理)

第 33 条 契約者は、契約者等が本サービスを利用するにあたり取扱う情報又はデータ等については、当該情報又はデータ等の滅失等を防止するためにバックアップ等の必要な措置をとるものとします。

2. 前項の措置をとらないために契約者が損害を受けた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第 34 条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (4) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (5) 法令違反若しくは反社会的勢力への関与などの公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (6) 第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) 当社の財産を侵害する等当社に損害を与える行為
- (8) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (9) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる音声、画像、文書等を配信、送信又は掲載する行為
- (10) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (13) 無断で第三者にアンケート、広告、宣伝若しくは勧誘等の音声又はメールを配信又は送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある音声又はメール(嫌がらせメール)を配信又は送信する行為
- (14) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (15) 他人のメールアドレスやパスワードを不正に使用する行為
- (16) リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行う行為
- (17) 第三者へのリース、貸与、公開、共同使用や、契約者以外の第三者の利益を目的とした使用、使用許可を行わない行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目

的でリンクをはる行為

(19) その他、当社が不相当と判断した行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が本条第 1 項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は本条第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為又は契約者が提供、伝送又は配信する（契約者の利用とみなされる場合も含まれます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

(情報の提供等)

第 35 条 当社は、本サービスを提供するにあたり、必要な情報の提供等の協力を求めることが出来る物とし、契約者は正当な理由がない限り当社にこれを提供するものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用のために当社に提供した情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとします。

(認定利用者の遵守事項等)

第 36 条 第 11 条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上で、本規約により契約者が負うのと同様の義務を遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
- (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
- (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
- (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第 23 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
- (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

- (6) 認定利用者はMS社が定めたマイクロソフト顧客契約記載の「お客様」としての義務を遵守すること。
2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第37条 第11条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、第36条（認定利用者の遵守事項等）第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、第36条（認定利用者の遵守事項等）第1項各号所定の条項に違反した日から10日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

(善管注意義務)

第38条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

(秘密情報の取り扱い)

第39条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、以下に定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。
- (1) 契約者から委託を受けたサービス利用に関する各種ログ
3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない

限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとし、

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を具体化した資料等（以下本項において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとし、この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとし、
6. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第 23 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとし、
7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 5 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとし、
8. 本条の規定は、利用契約終了後においても、2 年間有効とします。

（個人情報の取り扱い）

第 40 条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとし、

2. 本規約において個人情報とは、次の各号のいずれにも該当するものをいいます。
 - (1) 「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）第 2 条に定める個人情報及びその蔵置媒体
 - (2) 法令、契約等に従い、契約者及び当社が相手方に対し取扱を委託する正当な権利を有する情報及びその蔵置媒体であって、契約者及び当社が相手方にその取扱を委託するにあたり、予め書面にて個人情報を特定し明示したもの
3. 前項の定めにかかわらず、以下において定める個人情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。
 - (1) 契約者に関する個人情報（氏名、電話番号、メールアドレス）
 - (2) 契約者、認定利用者の初期登録依頼に基づき、払いだされた電話番号および各種初期ユーザーアカウント、初期パスワード等前号に定めるほか、当社及び契約者が利用契約等書面により個人情報として取り扱うことに合意した情報
4. 個人情報の取り扱いについては、第 39 条（秘密情報の取り扱い）第 4 項乃至第 7 項の規定を準用するものとし、
5. 契約者は、本サービスを利用して個人情報を収集する場合、本人に対して予め利用目的の通知を行う等、法令等で要求される必要な対応を行うとともに、当社に個人情報の取扱を委託すること

について本人に対し責任を負うものとします。

6. 第 1 項にかかわらず、当社は、次の各号の一に該当する場合は、契約者及び認定利用者からの個別の同意を得ることなく、当社は個人情報を開示することができるものとします。
 - (1) 当社が、本サービスを提供するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - (2) 当社が本サービスの向上を検討するために必要な範囲で、個人情報の集計及び分析を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - (3) 当社が個人情報及び前号の集計及び分析等により得られた統計データを、個人を識別又は特定できない状態で当社の提携先その他の第三者に開示する場合
 - (4) 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い個人情報の開示を要求された場合
7. 当社は、前項に基づき個人情報を開示する場合、開示する個人情報を開示する目的の実現に最低限必要な範囲に限定するとともに、前項第 3 号及び第 4 号の場合を除き、開示する相手方に対し本規約により当社が負うのと同等の機密保持義務を課すものとします。
8. 当社は、個人情報の集計及び分析等により得られた統計データについて、個人を識別又は特定できない状態に加工したうえで当社の事業に利用（第三者への開示を含む。）することができるものとします。
9. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

（責任の制限）

- 第 41 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害に対してのみ責任を負うものとします。
2. 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額の利用料金を上限として、その責任を負うものとします。
 3. 契約者は、利用契約において、当社の契約違反（前各項に定める当社の契約違反を除く。）により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について、以下に定める額を限度として損害賠償を請求できる。なお、当社に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変等により生じた損害、契約者の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれない。
 - (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去 12 ヶ月間に発生した当該本サービスにかかる料金の平均月額料金（1 ヶ月分）
 - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が 1 ヶ月以上ではあるが 12 ヶ月に満たない場合には、当該期間（1 月未満は切捨て）に発生した当該本サービスにかかる料金の平均月額料金（1 ヶ月分）
 - (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当

該本サービスにかかる料金の平均日額料金（1日分）に 30 を乗じた額

4. 利用契約に関して、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は前各項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行う。

（免責）

第 42 条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず第 41（責任の制限）の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとし、

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続等ネットワーク回線サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (13) その他当社の責に帰すべからざる事由
 - (14) 本サービスに付加して利用するサービス・アプリケーション等本サービス以外の事由に起因して発生した損害
2. 契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等については契約者が自己の責任と費用で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとし、
 3. 契約者が本サービスを契約者のサービスと組み合わせて使用または提供する場合、契約者は本

サービスに支障がないようにするとともに、故障原因の切り分けの責任を負うものとします。

附則

本規約(第 1.0 版)は、平成 30 年 12 月 1 日より施行します。

附則

本規約(第 1.1 版)は、令和 元年 7 月 3 日より施行します。

附則

本規約(第 1.2 版)は、令和 2 年 2 月 1 日より施行します。